

景観計画の策定等を支援します

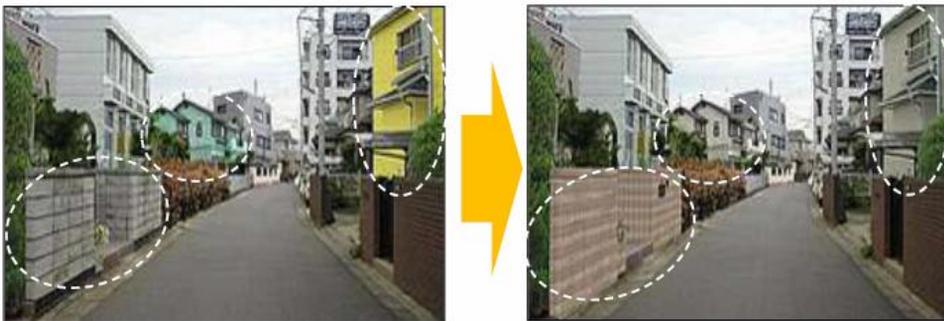
～景観改善推進事業のご紹介～

景観法では、地方公共団体は基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関してその区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有しており、現有する良好な景観の保全や、新たに良好な景観を創出する必要がある場合、土地利用の動向等からみて不良な景観が形成されるおそれがあると認められる場合等に景観計画を策定することができるものと規定されています。

景観改善推進事業は、景観計画を策定する市町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図ること目的として令和元年度から始まった支援制度です。

対象事業

1. 景観計画策定・改定に要する経費
2. 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
3. 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え（イメージ）

事業主体

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

- a.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- b.景観に関連のある計画等を定めている市区町村（aを除く。）

※景観に関連のある計画等（一例）

- ・ 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
 - ・ 観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- 等

補助率

対象事業 1・2	事業主体がaに該当する場合	1/2
	事業主体がbに該当する場合	1/3
対象事業 3	事業主体がa又はbに該当する場合	1/3

国土交通省HPの「[景観まちづくり](#)」のページでは、上記の支援制度以外にも、人口規模の小さな地方公共団体が景観計画の策定について検討するための参考となる「[景観計画策定の手引き](#)」や、景観行政の推進にあたり参考となる事例や資料等を掲載しておりますのでご参照ください。